

早期退職に係る募集実施要項

令和 5 年 5 月 15 日
公正取引委員会委員長

今般、組織の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

公正取引委員会事務総局に勤務するもののうち、令和 5 年 7 月 31 日時点で「勤続 20 年以上（休職月等は除算）」かつ「45 歳以上 60 歳未満」の者。

※ 応募することができない職員は以下のいずれかに該当する職員である。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員又は法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 5 年 7 月 31 日までに 60 歳に達する職員
- (4) 令和 5 年 5 月 15 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 5 月 15 日から令和 5 年 5 月 25 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

5 名以下（応募上限数 5 名）

3 募集の期間（約 2 週間）

令和 5 年 5 月 15 日（月）12 時から

令和 5 年 5 月 25 日（木）17 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和 5 年 6 月 24 日（土）から令和 5 年 7 月 31 日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人から書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続・応募取下げに係る手続

- ① 応募しようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メールにて提出する。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は認定後遅滞なく交付する。
 - ※ 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
 - (5) 官房人事課において取りまとめ後、上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数5名を超えた場合には、生年月日が早い者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する問い合わせ先・受付担当

官房人事課

以上

早期退職に係る募集実施要項

令和 5 年 11 月 27 日
公正取引委員会委員長

今般、組織の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

公正取引委員会事務総局に勤務するもののうち、令和 6 年 3 月 31 日時点で「勤続 20 年以上（休職月等は除算）」かつ「45 歳以上 60 歳未満」の者。

※ 応募することができない職員は以下のいずれかに該当する職員である。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員又は法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 6 年 3 月 31 日までに 60 歳に達する職員
- (4) 令和 5 年 11 月 27 日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和 5 年 11 月 27 日から令和 6 年 2 月 28 日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

5 名以下（応募上限数 5 名）

3 募集の期間（約 3 か月間）

令和 5 年 11 月 27 日（月）12 時から

令和 6 年 2 月 28 日（水）17 時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨を周知する。

4 退職すべき期間

令和 6 年 1 月 1 日（月）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人から書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の受付・応募取下げに係る手続

- ① 応募しようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(様式 1) に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てに電子メールにて提出する。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 上記通知書は認定後遅滞なく交付する。
 - ※ 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
 - (5) 官房人事課において取りまとめ後、上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数 5 名を超えた場合には、生年月日が早い者から順次認定し、募集人数を超えて残った者
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(様式 2) を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する問い合わせ先・受付担当

官房人事課

以上